

必ずご一読ください

カード規約のご案内

日頃より、りそなカード《セゾン》をご愛顧いただき誠にありがとうございます。この規約にはカードを利用いただく際の決まりやご注意くださいことなどの重要なことが記載されておりますので、ぜひご一読ください。

個人情報¹の取扱いに関する同意条項

申込者（以下契約成立時以降に申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、以下の本同意条項および今回お申込みされる取引の規約等に同意します。

第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

(1) 会員は、今回の申込みを含むりそなカード株式会社（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。当社の公表している利用目的については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

なお、各取引が当社と第三者と提携して発行するクレジットカードである場合、会員は、当該第三者と会員との規約に基づき当該取引の申込書に記載した会員の情報等を当該第三者が収集・保有・利用することに同意します。

① 各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届けた会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先情報（Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引を行う目的および申込書以外で会員が当社に届出た事項ならびに決済口座のある金融機関での取引時確認状況

② 各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況および契約の内容に関する情報

③ 各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報

④ 会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報

⑤ 各取引において会員からの問合せ、当社との連絡時における申し出等により当社が知り得た情報（通話情報を含む）

⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律および貸金業法に基づき、会員の運転免許証または運転経歴証明書、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報

⑦ 各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①から③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）

⑧ 会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報

⑨ インターネットや官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）

(2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条（第1条以外での個人情報の利用とその中止の申出）

(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。

① 当社のクレジットカード関連事業（キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）ならびに、その他当社の事業におけるサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡先等による営業案内、関連するアフターサービス

② 当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡先等による営業案内

③ 当社のクレジットカード関連事業ならびに、その他当社の事業における市場調査、商品開発

(2) 会員は、当社が下記の当社の提携会社等（個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る）に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。

(当社の提携会社等)
株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社関西みらい銀行
(利用目的)

商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

(3) 会員は、(1)(2)の利用について利用中止の申出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内、およびその同封物は除きます。

第3条(利用内容・取引内容の共有)

(1) 会員は、第2条(2)の提携会社等が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた提携会社商品の優遇サービス等の提供を申出る場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、会員の本カードの利用内容を、当社と提携会社等において共有することにあらかじめ同意します。

(2) 会員は、当社が会員に対して第2条(2)の提携会社等における会員の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等、当社のサービスを提供する必要がある場合において、会員の提携会社等の取引内容を、当社と提携会社等において共有することにあらかじめ同意します。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申出は、第7条記載の問合せ窓口へ連絡する方法で行うものとします。

第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1) 会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」という)および加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という)に照会し、会員および会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。

(2) 会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、および登録期間は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7
新宿ファーストウエスト15階

ナビダイヤル 0570-666-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp>

登録情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報

登録期間

①本契約にかかる申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヵ月間

②本契約にかかる客観的な取引事実は契約期間中および契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中および契約終了後5年以内

※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(株)日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
電話番号 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp>

登録情報

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

登録期間

①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機

構に照会した日から6ヵ月以内

②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報等が登録されている期間

③契約内容および返済状況に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内

④取引事実に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については、当該事実の発生日から1年以内)

(4)提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員は、当社および加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、第7条記載の問合せ窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条(個人信用情報機関への登録・利用)(3)(4)にご連絡ください。

(2)万一、当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引の申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、各取引の申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。

ただし、第2条(1)①②に同意しないことを理由に各取引の申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第7条(問合せ窓口)

当社の保有する会員の個人情報に関する問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条①②の営業目的での利用の中止、その他意見の申出等に関しましては、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。

〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス

りそなカード《セゾン》インフォメーションセンター

(事務処理代行 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1341 大阪 06-7709-8010

第8条(契約の不成立時および終了時の個人情報の利用)

(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用をされますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引(新たな申込みを含む)に関して、当社が与信目的でする利用

②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録

(2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は前項①に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社所定の期間保有し、利用します。

(3)第1項②は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第9条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

(2019年4月現在)

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律第23条5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

(2018年11月現在)

りそなカード《セゾン》規約

第1章(カードの発行)

第1条(カードの発行)

(1) 本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)がカード利用を認めた方(以下「本会員」という)にカードを発行します。

(2) 本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

(3) 家族カードを発行するカードは当社が指定します。

第2条(カードの貸与・保管・管理)

(1) カードの表面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面(3桁)に印字される数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)を印字した会員の申込に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。

(2) カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカードに印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。

(3) 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。

(4) カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第3条(カードの有効期限・継続)

(1) カードの有効期限は、当社が定めます。

(2) (1)の有効期限までに特に本会員からの申出がなく、当社が引き続き会員として認めた方にカードを更新します。

第4条(暗証番号)

(1) 暗証番号は本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(2) 会員が、本会員または本人以外に暗証番号を知らせ、または知られた場合、これによって生じた損害は、本会員の負担とします。ただし、会員が故意または過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 本会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

(4) 暗証番号を変更する場合も本条を準用するものとします。

(5) 会員に当社から複数のクレジットカードが発行されている場合には、暗証番号は各カードごとに定めるものとします。

第2章(カードによる商品購入等)

第5条(カードの利用方法等)

(1) 取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。

(2) 当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、カード情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。

(3) カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。会員は換金または違法な取引を目的とするカード利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。

(4) カードの利用可能枠は、本会員からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認

めた場合には変更し、または利用を停止します。また、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えた利用はできません。

(5) 当社のクレジットカードのうち(株)クレディセゾンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合には、各カードに定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員の利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

(6) 利用可能枠を超えた場合でも、通常のカード利用と同様に支払うものとします。

第6条(債権譲渡の承諾等)

(1) 会員はカードの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を次の経路により任意の時期・方法で当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。なお、会員は本債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等が会員に対する個別の通知または承認の請求を省略することに異議のないものとします。

① 加盟店が当社に譲渡すること。

② 加盟店がクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人が直接もしくは他のクレジット会社等を経由してさらに当社に譲渡すること。

③ 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人がさらに国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

(2) 加盟店との取引を取消等の理由により、代金清算の必要が生じた場合、当社の定める方法で清算するものとし、会員は当該加盟店との間で直接の清算は行わないものとします。

第7条(保険および電話サービス等にかかる代金等の支払い)

(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との取引(以下「サービス契約」という)にかかわる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は本会員の負担となることおよび当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことを承認のうえ、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。

(2) カードでの継続的な支払いを中止する場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申出、承諾を得ていただきます。

(3) カード情報に変更された場合は、会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業者に通知することがあります。

(4) 会員またはカード解約した元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第8条(弁済金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。

(5) カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が当該サービス契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービス事業提供者との間で手続きいただきます。

(6) 会員は、各サービス契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。

第8条(弁済金等の支払方法等)

(1) 商品購入代金の支払方法および支払金額は、以下のとおりとします。

① お支払いは、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。

② 支払金額は商品購入代金を毎月10日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月14日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という)に支払うものとします。

③ 事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。

(2) 会員は利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払いまたはボーナス2回払い、分割払いのいずれかを指定するものとします。ただし、1回払い以外の利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法の指定がない場合には、1回払いとなります。

① リボルビング払い-利用算定日における利用締切日が到来したりボルビング払いにおける商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員があらかじめ選択した、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、1万円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。弁済金には、各コース

ともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面等で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は利用算定日の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。

②1回払い(支払回数:1回)－商品購入代金締切後、最初の支払日に全額一括して支払う方法です。

③ボーナス一括払い(支払回数:1回)－商品購入代金締切後、最初のボーナス月(1月または8月)の支払日に一括して支払う方法です。

④2回払い(支払回数:2回)－商品購入代金締切後、最初およびその次の支払日の2回で均等分割して支払う方法です。なお円未満の端数が出た場合には2回目に支払うものとします。

⑤ボーナス2回払い(支払回数:2回)－商品購入代金締切後、最初およびその次のボーナス月(1月および8月または8月および1月)の支払日の2回で、均等分割して支払う方法です。なお円未満の端数が出た場合および分割払手数料は2回目に支払うものとします。支払期間、実質年率、分割払い手数料は、末尾「ボーナス2回払いの支払いについて」に記載のとおりとなります。

⑥分割払い－商品購入代金締切後の各支払日に、当該商品の現金価格に末尾「分割払いの支払いについて」により算出した分割払手数料を加算した金額を、当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。ただし、各支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入します。なお、支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は末尾「分割払いの支払いについて」に記載のとおりとなります。

⑦支払方法の変更－支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日まで利用算定日がない場合は直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また2回払い分は、1回目の支払分に応答する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は各回の支払金額について各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。

⑧支払方法の自動変更サービス－当社の定める方法で申出ることにより、すべての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。

(3) ②①の弁済金、②の1回払いにより支払う金額および、③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細書で通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については当該通知受取り後20日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。

(4) 本会員は、当社が定める日までに申出いただくことにより、次回支払日の弁済金等を増額できます。

(5) 手数料率、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第21条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせしたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。

第9条(遅延損害金)

(1) 弁済金等の支払いを遅滞した場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①および⑤のリボ手数料を除きます)に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算した額を超えないものとします。

(2) 第22条(期限の利益の喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払いおよびリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算した遅延損害金を支払うものとします。

(3) 遅延損害金の料率の変更については第8条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用します。

第10条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、会員が当初の契約のとおり支払いし、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括して支払う場合、会員は78分法またはこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第11条(商品の所有権)

購入した商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。

第12条(見本、カタログ等と現物の相違)

見本、カタログ等により商品購入した場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、利用店舗に対し商品等の交換または契約の解除を申出することができます。

第13条(支払停止の抗弁)

(1) 本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。

- ①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。
- ②商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、その他何らかの欠陥がある場合。
- ③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

(2) 当社は、本会員から(1)の支払いの停止の申出があったときは、直ちに当社の定める手続きをします。

(3) (2)の申出のとき、会員は問題解決のために店舗との交渉に努めるものとします。

(4) (2)の申出のときは、上記内容がわかるものを書面にて(資料がある場合には資料を添付)当社に提出するものとします。また、申出た内容を当社が調査するときは、協力するものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。

- ①商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
- ②会員の指定した支払方法が1回払いのとき。
- ③リボルビング払いで利用した1回の商品購入にかかる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。
- ④リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
- ⑤本会員による支払い停止の申出内容が信義に反すると認められるとき。

第3章(キャッシングサービス)

第14条(キャッシングサービス)

(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的として、当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けることができます。本会員が申込み、当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。

- ①当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動支払機または現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)を利用する方法。
- ②当社所定の手続きにより第8条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。
- ③その他当社が定める方法。

(2) 1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位とします。ただし(1)②の方法による場合、および当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスの利用可能枠および利用の停止については第5条(カードの利用方法等)(4)、当社のクレジットカードのうち(株)クレディセゾンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合の利用可能な上限額、およびそれぞれのクレジットカードの利用可能枠については第5条(5)を適用します。

(3) 当社は、会員のキャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスの利用をお断りすることがあります。

第15条(融資金の支払方法等)

(1) キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息を合わせ、以下「融資金等」という)の支払金額は、融資金等を毎月末日(以下「融資金締切日」という)に締切り、翌月14日(以下「融資金算定日」という)に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第8条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して、以下「お支払日」という)に、お支払いいただきます。

(2) 会員には、利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。

①リボルビング方式-本会員があらかじめ選択した以下の標準コース、または短期コースにより支払う方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択できます)。

○標準コース-毎月の支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、これに加え5万円を超えるごとに2千円ずつ増額します。

○短期コース-毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。

②一括払い—支払日に融資金等を全額一括して支払う方法です(①の毎月の支払金額と②によって支払金額とを合わせ、以下「返済金」という)。
③支払方法の変更—支払方法の変更を申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払いただいたく金額は、①の融資金リボ残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。

④支払方法の自動変更サービス—当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他書面により通知します。利息は毎月締切日の融資金リボ残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、利用日の翌日から融資金締切日の翌々月4日までを日割計算します。なお、融資利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

(4) 返済金の支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)①③を、返済金の請求通知等については第8条(3)を、返済金の増額については第8条(4)を、リボルビング方式の月々の支払金額および利率の変更については第8条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法(当社が指定するATMまたは事前に当社申出のうえ、当社指定口座への入金)により支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息については、利用日、または前回支払日の翌日からの日割計算によります。

(5) (3)または(4)の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。

(6) 当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスの利用または返済の都度交付するものとします。ただし、当社が当該書面に代えて毎月一括記載する方法により交付することについて本会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により書面を交付できるものとします。

(7) (6)の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスの利用または返済がある場合、変動することがあります。

第16条(遅延損害金)

(1) 返済金の支払いが遅れた場合は、当該金額の融資金相当分に対し、各支払日の翌日から支払完了となるまで年20.0%を乗じ日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 第22条(期限の利益の喪失)に該当し支払期日前に全額支払うことになった場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から支払完了となるまで年20.0%を乗じ日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(3) 遅延損害金の利率の変更については第8条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用します。

第4章(共通事項)

第17条(支払額の充当方法)

(1) 本会員からお支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、その支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債権にも充当できるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁にかかる債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第18条(カードの紛失、盗難等)

(1) カードを紛失したり、盗難にあった場合またはカード情報を不正取得された場合(以下「紛失等」という)、会員は速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出るものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。

(2) (1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後発生した分については、会員の責任はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。

① 会員が第2条(カードの貸与・保管・管理)に違反したことによる場合。

② ①以外に、会員が本規約に違反している場合。

③ 戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

④ 会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じたまたは損害が拡大した場合。

⑤ 第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第4条(2)ただし書きに該当する場合を除きます。

⑥ カードまたはカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員本人以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑦ (1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかつ

た場合もしくは各手続きを遅滞した場合または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。

第19条(カードの再発行)

- (1)紛失等によりカードが使用不能になった場合または、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には会員は当社所定の手続きをとり、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員は当社所定のカード再発行費用を負担するものとします。
- (2)(1)によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業提供者の要請によりカード情報の変更を当社から当該継続的サービス事業提供者に通知する必要があることをあらかじめ承認するものとします。

第20条(お届け事項の変更等)

- (1)本会員には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項(取引目的等を含みます)等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。
- (2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合はそれが、未到着のときでも通常通りに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。
- (3)当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。

第21条(本規約の変更等)

当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(<http://www.resonacard.co.jp>)での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合またはお知らせ後1ヵ月の経過をもって内容を承認したものとみなします。

第22条(期限の利益の喪失)

- (1)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。
 - ①弁済金または分割支払金の支払いが遅れ、当社から20日以上相当の期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。
 - ②商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本会員の弁済金等の支払いが1回でも遅れたとき。
 - ③支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入した商品等を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。
 - ④①以外の支払いが1回でも遅れたとき。ただし、返済金については旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
 - ⑤自ら振出もしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき。
 - ⑥差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。
 - ⑦本会員または本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。

(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

- ①(1)①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。
- ②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。
- ③会員が第25条(その他承諾事項)(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、または当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第23条(業務委託)

当社は必要に応じて、会員に対する各種サービスの提供、データ処理、その他の当社業務を、当社が適当と認める第三者(当社に対し秘密保持を約束する者に限る)に委託することができるものとします。

第24条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第25条(その他承諾事項)

- (1)その他以下の事項をあらかじめ承認するものとします。
 - ①第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①のリボ手数料、第15条(融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息ならびに第9条(遅延損害金)および第16条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。
 - ②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う

場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)を負担するものとします。

③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した場合についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じまたは、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。

⑥当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があるると判断した場合には、会員に事前通知することなく、商品購入およびキャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。

⑦前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカード再発行手続きをとることがあること。

⑧当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求めることがあること。

⑨当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、勤務先その他の連絡先に電話確認を行うことがあること。

⑩本会員のカードについて第8条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヵ月以上なく、その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求めることがあること。

⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

⑬カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

⑭当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスに関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

(2)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなればならないものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があるると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことができるものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をとることができるものとします。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとることができるものとします。

第26条(会員資格の喪失等)

(1)当社は本会員が以下のいずれかに該当した場合は、当社は通知または催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとることがあります。また、当社からカードの返却、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。

①第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または前条(1)⑩の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。

- ②第22条(期限の利益の喪失)(1)または(2)各号のいずれかに該当したとき。
 - ③カードの申込みもしくはその他当社への申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、または、当社に対する債務の返済が行われないうとき。
 - ④個人信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑤第20条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。
 - ⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、またはキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスの利用状況が、社会通念に照らし容認できないなど、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。
 - ⑦暴力団員等に該当した場合、および次の(ア)から(イ)のいずれかに該当した場合
 - (ア)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること
 - (イ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。
 - ⑨会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。
 - ⑩第25条(その他承諾事項)(3)の求めに応じなかったとき。
 - ⑪当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、または、当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。
 - ⑫本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
- (2)(1)の処置は、店舗、CD・ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。
- (3)会員の都合でカードを解約する場合には当社所定の届出を行っていたとき、カードを返却していただきます。
- (4)本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。
- (5)本会員は会員資格の喪失後においても、カードを利用したまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責任を負うものとします。
- (6)会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。
- (7)本会員が死亡した場合は会員資格を喪失します。

第27条(日本国外でのカードの利用)

日本国外でのカードの利用については、以下のことが適用されます。

- ①商品購入代金または融資金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算するものとします。なお商品購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを適用するものとします。
- ②商品購入代金および融資金の支払方法は1回払いとします。
- ③本規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。
- ④当社は当社の指定する国におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。
- ⑤商品購入に係る契約が解除された場合における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

第5章 りそなゴールド《ゼン》特則

第28条(適用)

りそなゴールド《ゼン》(以下「本カード」という)については、第27条までの規定に加え本特則を適用します。両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

第29条(カードの発行)

第27条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が第1条に定める本会員または家族会員として認めた方(以下「会員」という)に本カードを発行します。

第30条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第8条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める方法により支払うものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードの解約または会員資格を喪失した場合でも返却しません。

第31条(融資金の支払方法等)

第15条(融資金の支払方法等)(1)①に以下のコースを追加します。

○定額コース—本会員があらかじめ指定した金額(利息を含む)をお支払日に支払う方法です。指定金額に満たない場合は全額支払うものとします。

*5万円コース—本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。

*10万円コース—本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。

第32条(会員資格の喪失等)

第26条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。

⑬年会費の支払いがないとき。

第6章 リそなカード《セゾン》セレクト特則

第33条(適用)

リそなカード《セゾン》セレクト(以下「本カード」という)については、第27条までの規定に加え本特則を適用します。両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

第34条(カードの発行)

第27条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が第1条に定める本会員または家族会員として認めた方(以下「会員」という)に本カードを発行します。

第35条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第8条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める方法により支払うものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードの解約または会員資格を喪失した場合でも返却しません。

第36条(会員資格の喪失等)

第26条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。

⑬年会費の支払いがないとき。

■ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表(第8条(2)①参照)

標準コース		短期コース		定額コース	
利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払額)
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円	30,000円以上 10,000円単位	
60,001~200,000円は 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算	100,001円~は 50,000円増すごとに	5,000円ずつ 加算		
200,001~400,000円は 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算				
400,001~500,000円は 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算				
500,001円~は 50,000円増すごとに	2,000円ずつ加算				

注1.弁済金上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注2.新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払額となります。

■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例

※ご利用可能枠20万円・標準コース(実質年率15.0%)でご利用の場合

ご購入 (現金価格)	4/11 スーツ 60,000円(税込)	6/11 ブラウス 20,000円(税込)	
お買物可能額	140,000円	124,483円	
お支払残高	60,000円	20,000円	
		55,225円	
お支払額 (弁済金)	3,000円	4,000円	
リボ手数料	60,000円×15.0% ÷365日×21日=517円	57,517円×15.0% ÷365日×10日 +57,517円×15.0% ÷365日×20日=708円	55,225円×15.0% ÷365日×10日+ (55,225円+20,000円) ×15.0%÷365日×21日 =875円
商品代金 充充分	3,000円-517円 =2,483円	3,000円-708円 =2,292円	4,000円-875円 =3,125円
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

■ボーナス2回払いの支払いについて(第8条(2)⑤参照)

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間(ヵ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12
実質年率(%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※利用月は当月11日から翌月10日とします。ただし、ご利用になった店舗または事務上の都合により翌月以降の利用月で処理される場合があります。

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。
 ※実質年率は、小数点第3位を切り上げて表示しています。

(例)現金価格 50,000円(税込)の場合

●分割払手数料 $50,000円 \times (3.0円 / 100円) = 1,500円$

●支払総額 $50,000円 + 1,500円 = 51,500円$

●各支払日の分割支払金 1回目 25,000円、2回目 26,500円

■分割払いの支払いについて(第8条(2)⑥参照)

支払回数(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率(%)	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0

(例)現金価格 50,000円(税込)、10回払いの場合

●分割払手数料 $50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$

●支払総額 $50,000円 + 2,500円 = 52,500円$

●各支払日の分割支払金 $52,500円 \div 10回 = 5,250円$

■キャッシングでのリボ払い月々支払額算出表(第15条(1)①参照)

融資金リボ残高	りそなカード《セゾン》 りそなゴールド《セゾン》		りそなゴールド《セゾン》	
	標準コース	短期コース	5万円コース	10万円コース
1円～100,000円まで	4,000円	10,000円	融資金リボ残高 1,000,000円 までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000円 までは 100,000円
100,001円～150,000円まで	6,000円			
150,001円～200,000円まで	8,000円			
200,001円～250,000円まで	10,000円	15,000円		
250,001円～300,000円まで	12,000円			
	以降50,000円 増すごとに 2,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ 加算	以降100,000円 増すごとに 5,000円ずつ 加算

※利息は毎月の支払額に含まれます。

※新たな借入れまたは、支払日前日までに支払いをした場合、次回の支払日までの期間や融資利率により、利息が表に記載の金額を超える場合があります。この場合、利息を超えるまで、表に記載の金額に1,000円単位ごとで加算した金額が支払額となります。ただし、加算する金額の上限は5,000円までとします。

※月々の支払額が算出表の該当支払額に満たない場合は全額となります。

※標準コースは当社が認めた場合に限り選択できます。

(2017年11月現在)

ICカード特約

第1条(適用)

本特約は、カードが、ICチップを組み込んだカード(以下「ICカード」という)である場合のICカードの利用方法について定めたもので、りそなカード《セゾン》規約およびりそなカード《セゾン》規約とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合、本特約を優先します。

第2条(暗証番号)

本会員は、当社所定の方法によりりそなカード《セゾン》規約第4条(暗証番号)(1)の暗証番号の変更登録を申出ることができます。この場合、本会員はICカードを当社所定の方法により返却し、当社が認めた場合、ICカードの再発行を受けることまたはその他当社所定の方法により変更後の暗証番号を利用できるものとします。

第3条(ICカードの管理)

ICカードの管理については、りそなカード《セゾン》規約第2条(カードの貸与・保管・管理)に以下の項目を追加します。

(5) 会員はICカードの破壊、分解等またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。

第4条(期限の利益の喪失)

りそなカード《セゾン》規約第22条(期限の利益の喪失)(1)に以下の項目を追加します。

⑧ ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

第5条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、会員がICカードを利用した場合またはお知らせ後1ヵ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。

(2017年11月現在)

(問合せ先)

(1) 商品購入についてのお問合せ、ご相談はカードを利用になった店舗にご連絡ください。

(2) 立替払い(支払い)、支払停止の抗弁に関する書面(りそなカード《セゾン》規約第13条(4))、およびキャッシングサービスについてのお問合せ、ご相談は下記におたずねください。

りそなカード株式会社

〒135-0042 東京都江東区木場1-5-25

貸金業者登録番号 関東財務局長(12)第00484号

日本貸金業協会会員 第000452号

りそなカード《セゾン》インフォメーションセンター

(事務処理代行 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1341

大阪 06-7709-8010

ホームページアドレス <https://www.resonacard.co.jp>

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 TEL 03-5739-3861

2018年11月現在

●本規約に同意されない場合またはお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカード利用開始前にカードを切断し、解約される旨を明記のうえ当社宛にご返送ください。